

クロスフラッシング設備の検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

クロスフラッシング設備の検査に関する事項

改正理由

クロスフラッシング設備の就航後の検査については、これまで、液化ガスばら積貨物船及び危険化学品ばら積船の定期的検査における特別要件として現状検査が要求されているものの、その他の船舶については特に規定されていない。

今般、国土交通省船舶検査の方法の改正において、満載喫水線及び区画規定に関する検査の一項目としてクロスフラッシング設備の検査の方法が追加されたため、同改正を参考にして関連規定を改めた。

改正内容

クロスフラッシング設備に対する中間検査及び定期検査における検査の要件を追加した。